

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件
 原告(反訴被告) 阿部宣男
 被告(反訴原告) 松崎 参

証拠説明書(12)

2017(平成29)年7月11日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲

弁護士 平 松 真 二 郎

弁護士 湯 山 花 苗



	乙号証	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
1	乙第43号証	意見書	小波秀雄		<p>原本</p> <p>乙第22号証の1小波意見書に対する原告準備書面(16)における反論が科学的裏付けのないものであること</p> <p>原告らが実証実験結果と称する甲第15号証ないし甲第19号証が科学的主張として合理性を欠くものであること</p> <p>「科学的エネルギーが原子核に影響を及ぼすことはない」ことは物理、化学の世界で広く共有されているものであること、常温核融合等のいわゆる低エネルギー核反応は科学的検証によって実証された理論ではないこと</p> <p>乙第22号証の1は、物理化学の専門家の立場において、ナノ銀による放</p>

					射線低減効果が認められるとする原告の主張に科学的裏付けがないことを明らかにしたものであって、ナノ銀による放射線低減効果なるものについて「ニセ科学」と評価することは予断や偏見に基づくものではないことを物理化学の研究者の立場から明らかにするもの
--	--	--	--	--	--

以上